



平成 24 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社オートウェーブ
代表者名 代表取締役社長 廣岡 大介
(JASDAQ・コード 2666)

問合せ先

取締役管理本部長兼法務・IR 室長 廣岡 耕平
電話 043-250-2669(代表)

訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 26 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました戸谷雅美氏（以下「控訴人」といいます。）から提起された訴訟（以下「原審」といいます。）について、平成 24 年 6 月 25 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」記載のとおり、同日、東京地方裁判所民事第 18 部より当社勝訴判決の言い渡しを受けておりましたが、同判決を不服として控訴人から当社に対して平成 24 年 7 月 9 日付にて控訴の提起がなされ、平成 24 年 8 月 24 日に控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京高等裁判所
- (2) 年月日 平成 24 年 7 月 9 日

2. 控訴の提起に至るまでの経緯

原審は、原告が、去る平成 21 年 10 月 22 日に払込みが完了した第三者割当による当社新株発行において、当社から引受人となるよう要請を受けた事実はなく、また当社との間で引受契約、払込契約等を締結した事実もなく、何ら払込責任を負うものではないにもかかわらず、平成 21 年 9 月 18 日から平成 22 年 2 月 12 日までの当社公表書面において、虚偽の事実を摘示されたことにより原告の名誉が毀損されたとして、当社に対し、損害賠償と謝罪文の掲載を求めていたものです。

当社は、原告の請求には何ら理由がないとして、当社の正当性を主張し全面的に争い、平成 24 年 6 月 25 日、東京地方裁判所民事第 18 部において、「原告の請求をいずれも棄却する」との判決が言い渡されておりました。

3. 控訴を提起した者の概要

- (1) 氏名 戸谷 雅美
- (2) 住所 東京都目黒区

4. 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 金 1000 万円を支払え。
- (3) 謝罪文を掲載せよ。
- (4) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

5. 今後の見通し

当社は、控訴審においても原審に引き続き当社の正当性を主張し、控訴人の控訴をいずれも棄却するよう求めてまいります。

また、本件控訴が当社の業績に与える影響は、現時点では明らかではありませんが、今後、公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上